

ボイラー運転及び設備保全管理業務委託契約書（案）

福島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、福島県立白河高等学校のボイラー運転及び設備保全管理業務委託について、次の条項の定めるところにより委託契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- （1）業務内容 別紙ボイラー運転業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- （2）委託期間 令和6年11月25日から令和7年3月31日まで

（甲の監督権）

- 第2条 甲は、乙に対し委託業務の実施状況について調査を行い、又は乙に報告を求めるとともに、必要な事項を指示することができる。
- 2 乙は、委託業務に関して甲の指示を必要とする場合は、その都度甲の指示を受けるものとする。

（施設提供及び貸与品）

- 第3条 甲は、乙に対して、この契約の履行に必要な範囲で施設を無償で使用させ、及び必要な物品を貸与するものとする。
- 2 乙は、前項の規定による施設の使用及び物品の貸与に当たっては、善良な管理者の注意をもって施設及び貸与品を管理しなければならない。
- 3 乙の故意又は過失によって、施設及び貸与品が滅失し、若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、貸与品を委託業務目的外に使用し、甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（委託料）

- 第4条 委託料は、金 円（うち消費税及び地方消費税相当額円）とする。
- 2 乙は、毎月の業務が完了した後に、当該月の請求書を翌月10日までに提出し、甲は内容を審査の上、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（免責）

第5条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰さない理由により、業務を提供することができなくなったときは、あらかじめ甲の承認を得て、当該理由の止むまで委託業務を変更し、又は中止することができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは違約金等を徴収することなくこれを承認するものとする。

(甲の解除権)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が契約を履行しないとき。
- (2) 乙が、明らか契約の履行することができないと認められるとき。
- (3) 乙が契約の解除を申し出たとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (6) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社

会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務によって履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により、業務が行われず、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の委託の日から甲が契約解除の通知を發した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更）

第8条 甲は、必要があるときは、この契約内容を変更することができる。この場合において契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わ

ず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条9項の規定に基づき不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（個人情報保護）

第11条 乙は、委託業務の処理上知り得た甲の秘密及び第三者の秘密を他人に漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。

（契約外の事項）

第12条 この契約に定めがない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、その都度、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第13条 前条の規定による協議が調わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 福島県白河市南登り町54番地
福島県
福島県立白河高等学校長 増子 文隆

乙